

令和元年度地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和元年7月30日策定

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。)」(平成24年法律第50号)第9条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「法人」という。)における障がい者就労施設等からの物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達を推進するために定める。

2 対象とする範囲

本調達方針の対象とする範囲は、法人が行う物品等の調達とする。

3 対象とする物品等

本調達方針の対象とする物品等は、法人が契約によって調達する印刷物、紙製品、ゴム印等、食品類、記念品・小物雑貨、生活雑貨、木製家具等、農作物等、縫製品等、役務(クリーニング、施設等の清掃・除草、テープ起こし等)等のうち、障がい者就労施設等において供給できるものとする。

4 対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設等は次のとおりとする。

- ① 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設(障がい者支援施設)
- ② 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第27項に規定する施設(地域活動支援センター)
- ③ 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する施設(障がい福祉サービス事業〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕を行う施設)
- ④ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- ⑤ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- ⑥ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する事業所(重度障がい者多数雇用事業所)

- ⑦ 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障がい者）
- ⑧ 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）
- ⑨ 大阪府または大阪市から企業等と障がい者施設等の受発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人等
- ⑩ ①から④の施設において生産された物品等を同施設からの委託を受けて提供、販売する社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人経営の店舗等

5 調達目標の設定

調達目標金額 2万円以上

6 調達の方針等の公表

- （1）法人は、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、毎年度、調達方針を定める。
- （2）法人は、調達方針を定めたときは、速やかに法人のホームページにより公表するものとする。
- （3）法人は、調達方針と併せて、当該年度における調達予定等について、その概要を法人のホームページにより公表するものとする。
- （4）法人は、調達実績を毎会計年度終了後に取りまとめ、速やかに法人のホームページにより公表するものとする。

7 その他留意事項

障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するため、物品等の調達に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。
- ② 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。
- ③ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等との契約が円滑に進むよう、障がい者就労施設等に対して、性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧な説明に努めるものとする。